



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (34) (障がい福祉課) . . . . . 4
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (35) (会計指導課) . . . . . 11

==== 公布された条例のあらまし ====

◇障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例について、引用する障害者自立支援法の名称を改める等の所要の規定の整備を行う。

- ア 鳥取県基金条例
- イ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ウ 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例
- エ 鳥取県障害者施策推進協議会条例
- オ 鳥取県特別医療費助成条例
- カ 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- キ 鳥取県児童福祉法施行条例
- ク 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例
- ケ 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする(1)のウ及びク並びにイ及びオの一部を除き、平成25年4月1日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県内における保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため保育士等修学資金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。
- (2) 県内の産婦人科、小児科等の特定の診療科における医師の不足を解消するため、臨床研修医研修資金貸付金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。

2 条例の概要

(1) 保育士等修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。

免除の条件	免除の範囲
ア 鳥取短期大学を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け又は当該免許を取得してから6年を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次の施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したとき。 (ア) 乳児院 (イ) 保育所 (ウ) 児童養護施設 (エ) 障害児入所施設 (オ) 児童発達支援センター (カ) 情緒障害児短期治療施設 (キ) 幼稚園 (ク) 届出保育施設等型認定こども園 (ケ) (ア)から(ク)までのほか、知事が認める施設	債務の全部
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は	

業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたためアの業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) 臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。

免除の条件	免除の範囲
ア 臨床研修の修了後、県内の知事が指定する病院等の産婦人科、小児科等の知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）において常勤医師としての業務に引き続き3年間従事したとき。	債務の全部
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(3) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件である常勤医師としての業務に従事する期間については、知事が指定する病院の特定診療科の業務に従事する期間は、3年を上限とする。

(4) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件である常勤医師としての業務に従事する期限について、知事が指定する病院の特定診療科以外の診療科の業務に従事する間、3年を上限として延長する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第34号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県基金条例の一部改正)

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「 <u>障害者総合支援法</u> 」という。）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) <u>障害者総合支援法</u> による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) <u>障害者総合支援法</u> による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を	16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) <u>障害者自立支援法</u> による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) <u>障害者自立支援法</u> による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を

			図る措置の ための事業 (3) 略 (4) その他 <u>障害者総合</u> <u>支援法及び</u> 福祉・介護 人材の確保 対策の円滑 な実施のた めに緊急に 必要とされ る事業				図る措置の ための事業 (3) 略 (4) その他 <u>障害者自立</u> <u>支援法及び</u> 福祉・介護 人材の確保 対策の円滑 な実施のた めに緊急に 必要とされ る事業
略				略			

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u> (3) 略	(介護補償) 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 略 (2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u> (3) 略

(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、法第38条第1項に規定する保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>

(鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第4条 鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>3 略</p>

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第5条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第23項</u>に規</p>

<p>(平成17年法律第123号) <u>第5条第22項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）</u>第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2～6 略</p>	<p>定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（<u>障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）</u>第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が<u>障害者自立支援法第52条</u>の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2～6 略</p>
---	--

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u>第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p>

<p>2～8 略</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p>第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、<u>障害者総合支援法</u>第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、<u>児童福祉法</u>第21条の6、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2 <u>障害者総合支援法</u>第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、<u>児童福祉法</u>第21条の6、<u>身体障害者福祉法</u>第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>2～8 略</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p>第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、<u>障害者自立支援法</u>第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、<u>児童福祉法</u>第21条の6、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2 <u>障害者自立支援法</u>第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、<u>児童福祉法</u>第21条の6、<u>身体障害者福祉法</u>第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(鳥取県児童福祉法施行条例の一部改正)

第7条 鳥取県児童福祉法施行条例（平成24年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者総合支援法</u>第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p>	<p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者自立支援法</u>第103条第1項の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p>



(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p>

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者総合支援法</u>第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>(7) <u>障害者総合支援法</u>第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法</u>第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</p> <p>(7) <u>障害者自立支援法</u>第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(8)・(9) 略</p>

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第5条中鳥取県特別医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第35号**

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>							
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲	
略				略							
専修 学校 等奨 学資 金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部	専修 学校 等奨 学資 金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部				

	<p>以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>			<p>以外の法律に特別の規定があるものに限る。)で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。)に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	
<p>保育士等修学資金</p>	<p>県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに對</p>	<p>1 鳥取短期大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け、又は当該免許を取得した日(保育士の登録を受け、かつ、幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受けた日と当該免許を取得した日のいずれか早い日)の属する月の翌月の初日から起算して6年(災害、疾病その他</p>	<p>債務の全部</p>		

<p>して貸し付ける資金</p>	<p>やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次に掲げる施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したとき。</p> <p>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院</p> <p>イ 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>ウ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設</p> <p>エ 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設</p> <p>オ 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</p> <p>カ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設</p> <p>キ 学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>ク 鳥取県認定こども園に関する条例(平成18年鳥取県条例第76号)第2条第1項第4号に規定する届出保育施設等型認定こども園</p> <p>ケ アからクまでに掲げるもののほか、知事が認める施設</p> <p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務</p>												
------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		に従事することができなくなったとき。					
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため第1号に規定する業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部				
略				略			
看護職員修学資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施	略	看護職員修学資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（へに掲げるものを除く。	略

		設」という。)				以下「医療型障害児入所施設」という。)	
		へ～又 略				へ～又 略	
		略				略	
		略				略	
略				略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学(学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院(知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科(以下「特定診療科」という。)に限る。)	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得し、 <u>医師免許取得後直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)</u> としての業務に免除条件期間以上従事したとき。	債務の全部	医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学(学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。)において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「指定病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該研修を修了した日から起算して <u>医師養成確保奨学金(以下この項において「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者(以下この項において「地域枠入学者」という。)以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間(当該期間が9年を超える場合にあつては、9年)とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間とする。)</u> 内に、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定め	債務の全部





	て医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部		て医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
臨床研修医研修資金貸付金	県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）その業務に従事したとき。	債務の全部				
		2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。					
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部				
略				略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。							
(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確							

<p><u>保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間</u></p> <p><u>(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（その期間が9年を超える場合は、9年）</u></p> <p><u>(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあつては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間</u></p> <p><u>(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあつては、知事がその都度定める期間</u></p> <p><u>3 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 地域枠入学者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間</u></p> <p><u>(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p>
---	-------------------

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。